

通所型サービスにおける サービス内容変更に伴う説明会

紀北広域連合 介護保険課認定・監査係

通常型サービス活動A（A7） サービスコードについて

- ▶ 基本単位数
- ▶ 各種加算
- ▶ 独自加算

通常型サービス活動A（A7） サービスコードについて

- ▶ 基本単位数
- ▶ 各種加算
- ▶ 独自加算

基本単位数 (月額報酬)

基本単位数（月額報酬）

これまでサービス活動A（A7）は1回報酬のみでしたが、新たに月額報酬を新設しました。

- ・通所型サービスI① 事業対象者、要支援1
月4回以上（週1回利用） 1,330単位
- ・通所型サービスI② 事業対象者、要支援2
月8回以上（週2回利用） 2,660単位

基本単位数（1回報酬）

A7	1001	通所型サービスⅡ①	333単位	事業対象者・要支援1 月3回まで	90%	減算の場合	326単位	326
A7	1002				80%			
A7	1003				70%			
A7	1011				90%			
A7	1012				80%			
A7	1013				70%			
A7					90%			
A7					80%			
A7					70%			
A7					90%			
A7					80%			
A7					70%			
A7					90%			
A7					80%			
A7					70%			
A7					90%			
A7					80%			
A7					70%			
A7					90%			
A7					80%			
A7					70%			
A7					90%			
A7					80%			
A7					70%			
A7					90%			
A7					80%			
A7					70%			
A7	1101	通所型サービスⅡ②	333単位	事業対象者・要支援2 月7回まで	90%	減算の場合	326単位	326
A7	1102				80%			
A7	1103				70%			
A7	1111				90%			
A7	1112				80%			
A7	1113				70%			
A7					90%			
A7					80%			
A7					70%			
A7					90%			
A7					80%			
A7					70%			
A7					90%			
A7					80%			
A7					70%			
A7					90%			
A7					80%			
A7					70%			
A7					90%			
A7					80%			
A7					70%			
A7					90%			
A7					80%			
A7					70%			
A7					90%			
A7					80%			
A7					70%			
A7					90%			
A7					80%			
A7					70%			

基本単位数（1回報酬）

・通所型サービスⅡ① 事業対象者、要支援1
月3回まで（週1回利用） 333単位

・通所型サービスⅡ② 事業対象者、要支援2
月7回まで（週2回利用） 333単位

⇒これまでサービス活動A（A7）で使用していた単位数と
変更ありません

基本単位数

●減算について

市町村が規定するA7（定率）A8（定額）については、率を規定するサービス（○○%表記のもの）や単位数がマイナスとなるサービスは設定できません。

そのため、「減算の場合」の枠を設けて、それぞれのパターンで算出した単位数を設定しています。

- ①同一建物減算のみ
- ②虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算
- ③虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算
かつ同一建物減算
- ④虐待防止措置未実施減算かつ業務継続計画未策定減算
- ⑤虐待防止措置未実施減算かつ業務継続計画未策定減算
かつ同一建物減算

基本単位数

○同一建物減算

月額報酬

週1回利用	376単位減算
週2回利用	752単位減算

1回報酬

週1回利用	94単位減算
週2回利用	94単位減算

⇒ いずれも従前相当サービス（A6）の単位数と同じ

基本単位数

○高齢者虐待防止措置未実施減算

基本単位数の1/100

月額報酬

週1回利用 $1,330 \times 1/100 = 13.3 \doteq 13$ 単位減算

週2回利用 $2,660 \times 1/100 = 26.6 \doteq 27$ 単位減算

1回報酬

$333 \times 1/100 = 3.33 \doteq 3$ 単位減算

○業務継続計画未策定減算

基本単位数の1/100

計算は上記と同じ

※単位数の端数処理については、四捨五入しています。

基本单位数

虐待防止、業務継続計画両方の減算が対象となる場合

月額報酬

週1回利用 $(1,330 \times 1/100) \times 2 = 13.3 \times 2 = 26.6$
÷ 27単位減算

1 回報酬

$$(333 \times 1/100) \times 2 = 3.33 \times 2 = 6.66$$

∴ 7単位減算

基本単位数

それぞれのパターンで設定した単位数の算出方法です。

①同一建物減算のみ

月額報酬

$$\text{週1回利用} \quad 1,330 - 376 = 954 \text{単位}$$

$$\text{週2回利用} \quad 2,660 - 752 = 1,908 \text{単位}$$

1回報酬

$$333 - 94 = 239 \text{単位}$$

基本単位数

②虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算

月額報酬

週1回利用 $1,330 - 13 = 1,317$ 単位

週2回利用 $2,660 - 27 = 2,633$ 単位

1回報酬 $333 - 3 = 330$ 単位

③虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算

かつ同一建物減算

月額報酬

週1回利用 $1,330 - 13 - 376 = 941$ 単位

週2回利用 $2,660 - 27 - 752 = 1,881$ 単位

1回報酬 $333 - 3 - 94 = 236$ 単位

基本単位数

④虐待防止措置未実施減算かつ業務継続計画未策定減算

月額報酬

週1回利用 $1,330 - 27 = 1,303$ 単位

週2回利用 $2,660 - 53 = 2,607$ 単位

1回報酬 $333 - 7 = 326$ 単位

⑤虐待防止措置未実施減算かつ業務継続計画未策定減算

かつ同一建物減算

月額報酬

週1回利用 $1,330 - 27 - 376 = 927$ 単位

週2回利用 $2,660 - 53 - 752 = 1,855$ 単位

1回報酬 $333 - 7 - 94 = 232$ 単位

基本単位数

※定員超過、人員欠如については、

これまでと変わらず、**基本単位数×70%**で設定しています。

通常型サービス活動A（A7） サービスコードについて

- ▶ 基本単位数
- ▶ 各種加算
- ▶ 独自加算

各種加算

A6（従前相当サービス）で算定可能なすべての加算を設定しました。単位数の変更もありません。

※送迎減算のみ削除

各種加算 (1/2)

A7	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 I	90%	事業対象者・要支援1(月4回以上)	76単位加算	76	1月につき
A7			80%				
A7			70%				
A7			90% 所定単位数の5%加算				
A7			80%				
A7		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 II	70%	事業対象者・要支援2(月8回以上)	151単位加算	151	1回につき
A7			90%				
A7			80%				
A7			70%				
A7			90% 所定単位数の5%加算				
A7	生活機能向上グループ活動加算	若年性認知症利用者受入加算	80%	事業対象者・要支援1(月3回まで)	19単位加算	19	1回につき
A7			70%				
A7			90%				
A7	栄養アセスメント加算	栄養改善加算	80%	事業対象者・要支援2(月7回まで)	19単位加算	19	1月につき
A7			70%				
A7			90%				
A7	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算 I	80%	240単位加算	240		1月につき
A7			70%				
A7			90%				
A7		口腔機能向上加算 II	80%	150単位加算	150		1月につき
A7			70%				
A7			90%				
A7			80%				
A7	一體的サービス提供加算		70%	160単位加算	160		1月につき
A7			90%				
A7			80%				
A7			70%	480単位加算	480		1月につき

各種加算 (2/2)

A7	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算 I	90%	事業対象者・要支援1(週1回)	88単位加算	88	1月につき	
A7			80%					
A7			70%					
A7			90%					
A7			80%					
A7			70%					
A7			90%					
A7	サービス提供体制強化加算 II	サービス提供体制強化加算 II	80%	事業対象者・要支援1(週1回)	72単位加算	72		
A7			70%					
A7			90%					
A7			80%					
A7			70%					
A7			90%					
A7			80%					
A7	サービス提供体制強化加算 III	サービス提供体制強化加算 III	70%	事業対象者・要支援2(週2回)	144単位加算	144		
A7			90%					
A7			80%					
A7			70%					
A7			90%					
A7			80%					
A7			70%					
A7	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算 I (3月に1回を限度)	90%	事業対象者・要支援1(週1回)	24単位加算	24		
A7			80%					
A7			70%					
A7		生活機能向上連携加算 II	90%	事業対象者・要支援2(週2回)	48単位加算	48		
A7			80%					
A7	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算 I (6月に1回を限度)	70%	事業対象者・要支援1(週1回)	100単位加算	100		
A7			90%					
A7			80%					
A7		口腔・栄養スクリーニング加算 II (6月に1回を限度)	90%	事業対象者・要支援2(週2回)	20単位加算	20	1回につき	
A7			80%					
A7			70%					
A7			90%					
A7	科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算	80%	事業対象者・要支援1(週1回)	5単位加算	5	1回につき	
A7			70%					
A7			90%					

各種加算

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

厚生労働大臣が定める地域（平21告83・二）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて、指定相当通所型サービスを行った場合に所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算する

（基本単位数 + 入浴支援加算分） × 5 %

各種加算

入浴支援加算 40単位/回 (新設)

月額報酬

→月4.5回分（週1回利用）と月9.0回分（週2回利用）と仮定して算出
週1回 $(1,330 + 40 \times 4.5) \times 5\% = 75.5 \doteq 76$ 単位加算
週2回 $(2,660 + 40 \times 9.0) \times 5\% = 151$ 単位加算

1回報酬 $(333 + 40) \times 5\% = 18.65 \doteq 19$ 単位加算

※単位数の端数処理については四捨五入しています。

各種加算

介護職員等処遇改善加算

A7		介護職員等処遇改善加算	90%	介護職員等処遇改善加算 I 所定単位数の92/1000 加算	事業対象者・要支援1(月4回以上)	122単位加算	122	1月につき
A7			80%		事業対象者・要支援2(月8回以上)	245単位加算	245	
A7			70%		事業対象者・要支援1(月3回まで)	31単位加算	31	
A7			90%		事業対象者・要支援1(月7回まで)	31単位加算	31	
A7			80%					
A7			70%					
A7			90%					
A7		介護職員等処遇改善加算 II 所定単位数の92/1000 加算	80%	介護職員等処遇改善加算 II 所定単位数の92/1000 加算	事業対象者・要支援2(月8回以上)	245単位加算	245	1回につき
A7			70%		事業対象者・要支援1(月3回まで)	31単位加算	31	
A7			90%		事業対象者・要支援1(月7回まで)	31単位加算	31	
A7			80%					
A7			70%					
A7			90%					
A7			80%					

通所介護で処遇改善加算（I～IV）を算定している事業所は、最上位の処遇改善加算（92/1000）を算定できるものとします。

月額報酬

週1回 $1,330 \times 92/1000 = 122.36 \approx 122$ 単位加算

週2回 $2,660 \times 92/1000 = 244.72 \approx 245$ 単位加算

1回報酬 $333 \times 92/1000 = 30.636 \approx 31$ 単位加算

通常型サービス活動A（A7） サービスコードについて

- ▶ 基本単位数
- ▶ 各種加算
- ▶ 独自加算

独自加算

A7		事業所評価加算 I	90%	下記①または②に該当する場合 ①要支援認定者から事業対象者となった人数が1人以上 ②更新・区分変更申請を行った利用者について ・3人以上の場合…介護度が維持、改善された人数の割合が60%以上 ・2人以下の場合…介護度が維持、改善された人数が1人以上	事業対象者・要支援1(週1回)	100単位加算	100	1月につき
A7			80%		事業対象者・要支援2(週2回)	200単位加算	200	
A7			70%		事業対象者・要支援1(週1回)	40単位加算	40	
A7		事業所評価加算 II	90%	地域密着型通所介護における認知症加算の算定要件に必要な専門的な研修修了者を1以上配置	事業対象者・要支援2(週2回)	80単位加算	80	1回につき
A7			80%		事業対象者・要支援1・2	40単位加算	40	
A7			70%					
A7		認知症介護体制加算 I	90%					
A7			80%					
A7			70%					
A7		認知症介護体制加算 II	90%					
A7			80%					
A7			70%					
A7		入浴支援加算	90%					
A7			80%					
A7			70%					

独自加算

事業所評価加算 100/200単位/月

評価期間4月～2月

下記いずれかの要件を満たした事業所を、自立支援・重度化防止の観点から評価します。

- ①要支援認定者から事業対象者となった人数が1人以上
- ②更新、区分変更申請を行った利用者について
 - ・3人以上の場合
⇒介護度が維持・改善された人数の割合が60%以上
 - ・2人以下の場合
⇒介護度が維持・改善された人数が1人以上

独自加算

認知症介護体制加算 40/80単位/月

認知症ケアに関して質の高いサービスを提供している事業所を評価します。

地域密着型通所介護における認知症加算の算定要件に必要な専門的な研修修了者を1以上配置

入浴支援加算 40単位/回

利用者の自立支援や日常生活動作の力などの向上のために、施設での入浴を支援することについて評価します。

ご清聴ありがとうございました